

○堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則

平成 17 年 1 月 25 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市立さつき野コミュニティセンター条例(平成 16 年条例第 69 号。以下「条例」という。)第 22 条の規定に基づき、堺市立さつき野コミュニティセンター(以下「センター」という。)の管理及び運営について必要な事項を定める。

(平 25 規則 138・一改)

(開館時間及び休館日)

第 2 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(平 21 規則 48・平 25 規則 138・一改)

(使用の申請)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けようとするものは、堺市立さつき野コミュニティセンター使用申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の 1 か月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

(平 25 規則 138・一改)

(使用の許可)

第 4 条 使用の許可は、堺市立さつき野コミュニティセンター使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付して行う。

(使用の許可の順位)

第 5 条 使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可に係る使用時間)

第6条 使用の許可に係る使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（使用許可書の提示義務）

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第4条の規定により交付された使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、市長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

（令6規則74・一改）

（使用の許可の変更）

第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前3日までに、堺市立さつき野コミュニティセンター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用の許可の変更を承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由があった場合において、使用の許可を変更してセンターを使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

4 市長は、前2項の規定により使用の許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、これを使用者に交付するものとする。

（平25規則138・令6規則74・一改）

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 販売、寄付金の募集等をしないこと。
- (3) 許可を受けないで、センター内において、飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (4) 許可を受けないで、物品の展示をしないこと。
- (5) 許可を受けないで、センター内に貼り紙等をしないこと。
- (6) 許可を受けていない施設、附属設備その他器具備品等を使用しないこと。

- (7) 許可を受けないで、附属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (8) 使用者の使用目的に応じて入館した者に対して、次条各号に規定する事項を遵守させること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(平 2 5 規則 1 3 8 ・ 令元規則 6 5 ・ 一改)

(入館者の遵守事項)

第 1 0 条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) センター内を不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(令元規則 6 5 ・ 一改)

(使用料等)

第 1 1 条 条例第 1 0 条第 1 項の市長が定める使用料は、別表のとおりとする。

- 2 市長は、条例第 3 条第 1 項後段の規定により変更の許可をしたときは、既納の使用料を変更後の使用の許可に係る使用料（以下この項において「変更後の使用料」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額は還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは、当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。
- 3 第 8 条第 3 項の規定により使用の許可の変更をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、前項後段の規定にかかわらず、当該残額を還付するものとする。
- 4 条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づき使用料を後納させることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(平 2 5 規則 1 3 8 ・ 追加)

(使用料の減免)

第 1 2 条 条例第 1 0 条第 3 項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市がその主催する行事のために使用する場合 全額又は半額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場合 全額又は半額

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立さつき野コミュニティセンター使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができる。

（平25規則138・追加）

（使用料の還付）

第13条 条例第10条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第8条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) 使用者が、ホール又は会議室を使用しようとする日前3日までに使用許可の取消しを受けた場合 既納の使用料の全額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、堺市立さつき野コミュニティセンター使用料還付申請書（様式第5号）に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとする者が、市長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

（平25規則138・追加、令6規則74・一改）

（施設等の破損等の届出）

第14条 使用者及び入館者は、センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立さつき野コミュニティセンター破損（滅失）届（様式第6号）により市長に届け出て、係員の指示を受けなければならない。

（平25規則138・旧第11条繰下・一改）

（使用終了の届出）

第15条 使用者は、センターの使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

（平25規則138・追加）

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第16条 市長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納

付その他公の施設の使用等に係る手続等について、市長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。)を用いてセンターの使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いたセンターの使用等に係る手続等について別に定めることができる。

(令 6 規則 7 4 ・ 追加)

(指定管理者の指定の手続)

第 1 7 条 条例第 1 6 条第 2 項の申請書は、堺市立さつき野コミュニティセンター指定管理者指定申請書（様式第 7 号）とする。

2 条例第 1 6 条第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款その他これに類する書類
- (2) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

(平 2 5 規則 1 3 8 ・ 追加、令 6 規則 7 4 ・ 旧第 1 6 条繰下)

(委任)

第 1 8 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、所管部長が定める。

(平 2 5 規則 1 3 8 ・ 旧第 1 2 条繰下、令 6 規則 7 4 ・ 旧第 1 7 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に、旧美原町立さつき野コミュニティセンター設置条例施行規則（平成 1 3 年美原町規則第 8 号）及びこれに基づく規程の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この規則中の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 1 年 3 月 3 1 日規則第 4 8 号）抄

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 7 月 1 0 日規則第 1 3 8 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

（施行前の準備行為）

- 3 この規則の施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料等から適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 27 日規則第 65 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金等（この規則の公布の日前になされた申請等に係るものを除く。）について適用し、同日前の利用に係る利用料金等については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 10 月 30 日規則第 114 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（令和 6 年 9 月 27 日規則第 74 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表（第 1 1 条関係）

（平 2 5 規則 1 3 8 ・ 追加、平 2 6 規則 8 ・ 令元規則 6 5 ・ 一改）

1 基本料金

区分	使用料		
	午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで
ホール	3, 3 0 0 円	3, 3 0 0 円	3, 3 0 0 円
会議室	4 6 0 円	4 6 0 円	4 6 0 円

2 条例別表第 2 項に規定する市外居住者とは、法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するものをいう。

3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る基本料金の 5 割を加算する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

堺市立さつき野コミュニティセンター使用申請書

年 月 日

堺市長 殿

住所（所在地）

フリガナ
氏名（名称）

フリガナ
（代表者氏名）

生年月日

（代表者の生年月日）

電話番号

堺市立さつき野コミュニティセンター条例及び堺市立さつき野コミュニティセンター
条例施行規則を遵守することを誓約し、同規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり
センターの使用を申請します。

使 用 日 時	年 月 日	午前 時 ～ 午後 時
使 用 目 的		
使 用 施 設	1 ホール 2 会議室	使用人数 人
※ 使 用 責 任 者	住所 氏名 電話番号	
備 考		

- （注） 1 ※印の欄は、団体が使用者となる場合のみ記入してください。
- 2 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係
機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあ
ります。また、団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

申請に当たっては、次の内容を確認の上、□にレを記入してください。

☐ 利用に当たっては、堺市立さつき野コミュニティセンター条例等の法令及び施
設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。

☐ 秩序又は風俗を乱す行為及び施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約
します。

☐ 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当
すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議
のないことを誓約します。

様式第2号(第4条関係)

堺市立さつき野コミュニティセンター使用許可書

年 月 日

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号

堺市長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
合計金額				
注意 この使用許可には、条件を付しているので、必ず御確認ください。				

使用許可の条件（基本的事項）

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 ごみは、各自持ち帰ってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 センターの施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 センター内で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市立さつき野コミュニティセンター条例又は堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第3号(第8条関係)

堺市立さつき野コミュニティセンター使用許可変更申請書

堺 市 長 殿

申 請 者	住所(所在地) 氏名(名 称) (代表者氏名) 電 話 番 号
-------	--

次のとおり堺市立さつき野コミュニティセンターの使用許可を変更してください、堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則第8条第1項の規定により、使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可年月日	年 月 日	
2 変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで
(2) 使用予定施設		
3 変 更 の 理 由		

(注) 再度の変更は、できません。

様式第 4 号（第 1 2 条関係）

堺市立さつき野コミュニティセンター使用料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住 所（所在地）
氏 名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則第 1 2 条第 2 項の規定により、次のとおり使用料の減免について申請します。

使 用 日 時	年 月 日	時から 時まで
使 用 申 請 施 設		
行 事 名 称		
使用申請附属設備		
減 免 申 請 の 理 由		
※ 使 用 料 額	円	備 考
※ 減 免 額	円	
※ 差 引 納 付 額	円	

（注） ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 5 号（第 1 3 条関係）

堺市立さつき野コミュニティセンター使用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住 所（所在地）
氏 名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり既納の使用料の還付について申請します。

使 用 許 可 年 月 日	年 月 日
還 付 の 理 由	
使 用 申 請 施 設	
使用申請附属設備	
既 納 の 使 用 料	円
※堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則第 1 3 条第 1 項（第 1 号・第 2 号）による還付金額	円

注意

- 1 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第14条関係)

堺市立さつき野コミュニティセンター破損(滅失)届

年 月 日

堺 市 長 殿

届出人 住 所(所在地)
氏 名(名称)
(代表者氏名)
電 話 番 号

下記のとおり堺市立さつき野コミュニティセンターの施設、附属設備等を破損(滅失)しましたので、堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則第14条の規定により、届け出ます。

ついては、堺市立さつき野コミュニティセンター条例第13条の規定により、指示に従いその損害を賠償します。

記

- 1 破損(滅失)の日時
- 2 破損(滅失)の箇所又は物件
- 3 破損(滅失)の内容又は程度

※賠償年月日	年 月 日
※指示賠償額	円
※賠償額	円

注意

- 1 届出人（法人にあつては、その代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 7 号（第 1 7 条関係）

堺市立さつき野コミュニティセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 所 在 地

団 体 名

㊟

代表者氏名

生年月日

堺市立さつき野コミュニティセンターについて、指定管理者の指定を受けたいので、
堺市立さつき野コミュニティセンター条例第 1 6 条第 2 項の規定により申請します。

（注） 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- 1 堺市立さつき野コミュニティセンターの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- 2 財務諸表等経営の状況を示す書類
- 3 定款その他これに類する書類
- 4 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- 5 役員名簿
- 6 その他市長が特に必要があると認める書類

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(平 2 5 規則 1 3 8 ・全改)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(令 6 規則 7 4 ・全改)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

(令 6 規則 7 4 ・一改)

様式第 4 号 (第 1 2 条関係)

(令 2 規則 1 1 4 ・全改)

様式第 5 号 (第 1 3 条関係)

(令 2 規則 1 1 4 ・全改、令 6 規則 7 4 ・一改)

様式第 6 号 (第 1 4 条関係)

(令 2 規則 1 1 4 ・全改)

様式第 7 号 (第 1 7 条関係)

(平 2 5 規則 1 3 8 ・追加、令 6 規則 7 4 ・一改)